

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月厚生労働省）

【背景】平成20年に改定された保育所保育指針において、第5章「健康及び安全」に「食物アレルギーのある子どもへの対応」について記載されたこと等を踏まえ、有識者による検討会における検討を経て、平成23年3月に策定（p2~p4）

【目的】保育所保育指針に基づく、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所においてアレルギー対応に取り組む際に活用するもの。

1. 保育所保育指針の改定（平成29年3月告示、平成30年4月適用）（p5）

○「第3章 健康及び安全」の「1（3）疾病等への対応」に「アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと」等の記載がなされ、保育所におけるアレルギー対応に関する取組を充実することとされた。

2. アレルギー疾患に係る関係法令の制定等（p6~p9）

- アレルギー疾患対策基本法の制定（平成26年6月）
- アレルギー疾患対策基本指針の策定（平成29年3月）
- 学校給食における食物アレルギー対応指針の策定（平成27年3月文部科学省）

3. 保育所におけるアレルギー対応に関する取組状況等

- アレルギー疾患を有する子どもの受け入れ、食物アレルギーへの対応、生活管理指導表の活用 等

※ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月日本学校保健会）（p10~12）について、平成30年11月より見直しの検討を開始。

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月）の概要

- 保育所保育指針の平成20年改定において、第5章「健康及び安全」の記載充実と「保育所保育指針解説書」におけるアレルギー対応の明記
- 平成20年改定の保育所保育指針を踏まえ、保育所における子どもの健康と安全の向上、特にアレルギー対応に資するよう、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を策定（平成23年3月）

主な内容と項目のポイント

- 保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載（保育所におけるアレルギー対応に関わる調査研究（平成22年3月（財）こども未来財団））
- 保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、アレルギー疾患に対応できるよう、参考様式として「アレルギー疾患生活管理指導表」を提示
- 保育所における代表的なアレルギー疾患（気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎）について、その原因や治療方法、保育所での生活上の留意点を記載
- 保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、誤食や除去食の考え方等について詳述。また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、「エピペン®」の使用を含めた対応方法を明記

ガイドラインの全体構成

1. 総論

- ・アレルギー疾患とは

2. 保育所におけるアレルギー疾患(実態)

- ・保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題
- ・生活管理指導表とその活用

3. アレルギー疾患各論(生活管理指導表の活用)

- ・気管支喘息
- ・アトピー性皮膚炎
- ・アレルギー性結膜炎
- ・食物アレルギー・アナフィラキシー
- ・アレルギー性鼻炎

4. 食物アレルギーへの対応

- ・保育所での食物アレルギー対応に関する現状及び問題点
- ・食物アレルギーへの対応の原則(除去食の考え方等)
- ・食物アレルギーの症状
- ・食物アレルギーの種類のみとめ
- ・誤食について
- ・アナフィラキシーが起こったときの対応(「エピペン®」の使用について)

5. アレルギー疾患の共通理解と関係者の役割

- ・保育所におけるアレルギー疾患への対応
- ・保護者・保育者・保育所等の役割
- ・行政の役割
- ・研修体制のあり方

□ 参考様式(生活管理指導表、緊急時個別対応票)

□ 関係法令等

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎)

<参考様式>

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎)

提出日 平成__年__月__日

名前 _____ 男・女 平成__年__月__日生(__歳__ヶ月) _____ 組

この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って作成するものです。

	病型・治療	保育所での生活上の留意点	
気管支喘息 (あり・なし)	A. 重症度分類(治療内容を考慮した) 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型	C. 急性発作治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 3. その他	【緊急連絡先】 ★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: 記載日 _____年____月____日 医師名 _____ 医療機関名 _____
	B. 長期管理薬 1. ステロイド吸入薬 剤形: 投与量(日): 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. DSCG吸入薬 4. ベータ刺激薬 内服 貼付薬 5. その他 ()	D. 急性発作時の対応(自由記載)	
	A. 寝具に関する留意点 1. とくになし(通常管理のみ) 2. 防ダニシート等の使用 3. 保護者と相談	B. 食物に関する留意点 1. とくになし 2. 食物アレルギー管理指導表参照	
		C. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物への反応が強いため不可 動物名()	
		D. 外遊び、運動に対する配慮 1. とくになし 2. 保護者と相談し決定	
アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	A. 重症度のめやす(厚生労働科学研究班) 1. 軽症:面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 ※軽度の皮疹:軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 ※強い炎症を伴う皮疹:紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変	A. プール・水遊び及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	記載日 _____年____月____日 医師名 _____ 医療機関名 _____
	B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏(「プロトピック」) 3. 保湿剤 4. その他()	B. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名()	
	B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他()	C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし	
	D. その他の配慮・管理事項(自由記載)		
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他()	A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可	記載日 _____年____月____日 医師名 _____ 医療機関名 _____
	B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他()	B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	

この生活管理指導表は、地域独自の取り組みや現場からの意見を踏まえ、今後改善していくことを考えております。

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー・アレルギー性鼻炎)

<参考様式>

名前 _____ 男・女 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日生 (____ 歳 ____ ヶ月) _____ 組

この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り作成するものです。

	病型・治療	保育所での生活上の留意点			
食物アレルギー (あり・なし)	A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他: _____)	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフイー ・ ニューMA-1 ・ MA-mi ・ ペプディエット エレメンタルフォーミュラ その他(_____)	緊急連絡先	★保護者 電話: _____	
	B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因: _____) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・ _____)	C. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		★連絡医療機関 医療機関名: _____	
	C. 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 大豆 《 》 7. ゴマ 《 》 8. ナッツ類* 《 》 (すべて・クルミ・アーモンド・ _____) 9. 甲殻類* 《 》 (すべて・エビ・カニ・ _____) 10. 軟体類・貝類* 《 》 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・ _____) 11. 魚卵 《 》 (すべて・イクラ・タラコ・ _____) 12. 魚類* 《 》 (すべて・サバ・サケ・ _____) 13. 肉類* 《 》 (鶏肉・牛肉・豚肉・ _____) 14. 果物類* 《 》 (キウイ・バナナ・ _____) 15. その他 _____ (_____)	D. 除去食品で摂取不可能なもの 病型・治療のCで除去の際に摂取不可能なものに○ 1. 鶏卵: 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品: 乳糖 3. 小麦: 醤油・酢・麦茶 5. 大豆: 大豆油・醤油・味噌 6. ゴマ: ゴマ油 11. 魚類: かつおだし・いりこだし 12. 肉類: エキス		電話: _____	
	D. 緊急時に備えた処方案 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®0.15mg」 3. その他(_____)	E. その他の配慮・管理事項		記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
	A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎 主な症状の時期: 春・夏・秋・冬	A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		医師名 _____	
	B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他 _____	B. その他の配慮・管理事項(自由記載)		医療機関名 _____	
	アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	病型・治療		保育所での生活上の留意点	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
	アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	病型・治療		保育所での生活上の留意点	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

この生活管理指導表は、地域独自の取り組みや現場からの意見を踏まえ、今後改善していくことを考えております。

第3章 健康及び安全

1 子どもの健康支援

(3) 疾病等への対応

ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

2 食育の推進

(2) 食育の環境の整備等

ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

(参考)

※ 改定前の保育所保育指針(平成20年改定)における「アレルギー疾患」に係る記載

「第5章 健康及び安全」「3 食育の推進」「(3) 特別な配慮を含めた一人一人の子どもへの対応」において以下の記載。

体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

※ 改定前の保育所保育指針解説書(平成20年3月策定)における「アトピー性皮膚炎への対応」に係る記載

アトピー性皮膚炎が疑われる場合には、保護者にかかりつけ医等の指示を受けるように助言します。誤食に伴う急性の発疹の場合は、直ちに専門医に救急受診します。

アレルギー疾患に係る関係法令の制定等について

(平成23年3月(保育所におけるアレルギー対応ガイドライン策定)以降の状況)

- 「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)(平成27年12月25日施行) (p7)
(基本理念、関係者の責務、基本指針の策定、基本的施策、疾患対策協議会の設置 等)
- 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(平成29年3月21日告示) (p8)
(基本的な事項、啓発及び知識の普及並びに予防のための施策に関する事項、医療提供体制の確保に関する事項、調査及び研究に関する事項 等)
- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月文部科学省) (p9)
(学校給食における食物アレルギー対応の原則、対応に当たり押さえるべき項目(チェック表) 等)

アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月25日施行）

対象疾患： 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、
アレルギー性結膜炎、食物アレルギー 等

※上記6疾患以外は必要に応じて政令で定めるとされているが、現状、他の疾患は定められていない。

基本理念

- ① 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図ること。
- ② 居住地にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること。
- ③ 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること。
- ④ アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること。

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

○ アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が基本指針を策定

- ・ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項
- ・ アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項
- ・ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項
- ・ アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項
- ・ その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

厚生労働省

アレルギー疾患対策 推進協議会

- ・ 「アレルギー疾患対策基本指針」の策定・変更にあたって意見を述べる
- ・ 委員は、厚生労働大臣が任命

（委員）

- ・ 患者及びその代表者
- ・ アレルギー疾患医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

※ 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で規定

「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」について（平成29年3月21日 告示）

「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」とは、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号、平成27年12月施行）第11条に則り、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が策定するもの。

一. アレルギー疾患の推進に関する基本的な事項

国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他医療関係者、学校等の設置者又は管理者が、各々の責務に基づき、アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減、医療の均てん化の促進、生活の質の維持向上、研究の推進等のアレルギー疾患対策を総合的に推進する。
(→ 児童福祉施設等の設置者または管理者の責務(啓発及び知識の普及への協力、適切な医療的、福祉的または教育的配慮) 等)

二. 啓発や知識の普及とアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

- ・学校教育や社会教育におけるアレルギー疾患の重症化の予防と症状の軽減の適切な方法に関する教育の推進
- ・アレルギー疾患の重症化の予防と症状の軽減に資する生活環境の改善を図るための措置

三. 医療を提供する体制の確保に関する事項

- ・医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成
- ・居住地に関わらず適切なアレルギー疾患医療が受けられるよう、専門的なアレルギー疾患医療提供機関を整備
- ・成育医療研究センター、国立病院機構で厚生労働大臣が定めるもの、その他医療機関の連携協力体制の整備

四. 調査と研究に関する事項

- ・疫学研究、基礎研究、臨床研究の促進と、その成果が活用されるための施策
- ・医薬品、医療機器等の治験迅速化のための環境整備

五. その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- ・アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持、向上のための施策 (→「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の周知、研修機会の確保 等)
- ・地方公共団体が行う基本的施策
- ・災害時の対応
- ・国民の責務に基づく取組
- ・必要な財政措置の実施と予算効率化・重点化

学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月 文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm

学校や調理場における安全・安心かつ確実な対応の実施を促進するため、学校給食において食物アレルギー対応を行う際の参考資料として基本的な考え方を整理。

（取組の経緯）

平成24年12月食物アレルギーを有する児童が給食後に亡くなる事故が発生

平成26年3月「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」による最終報告書とりまとめ

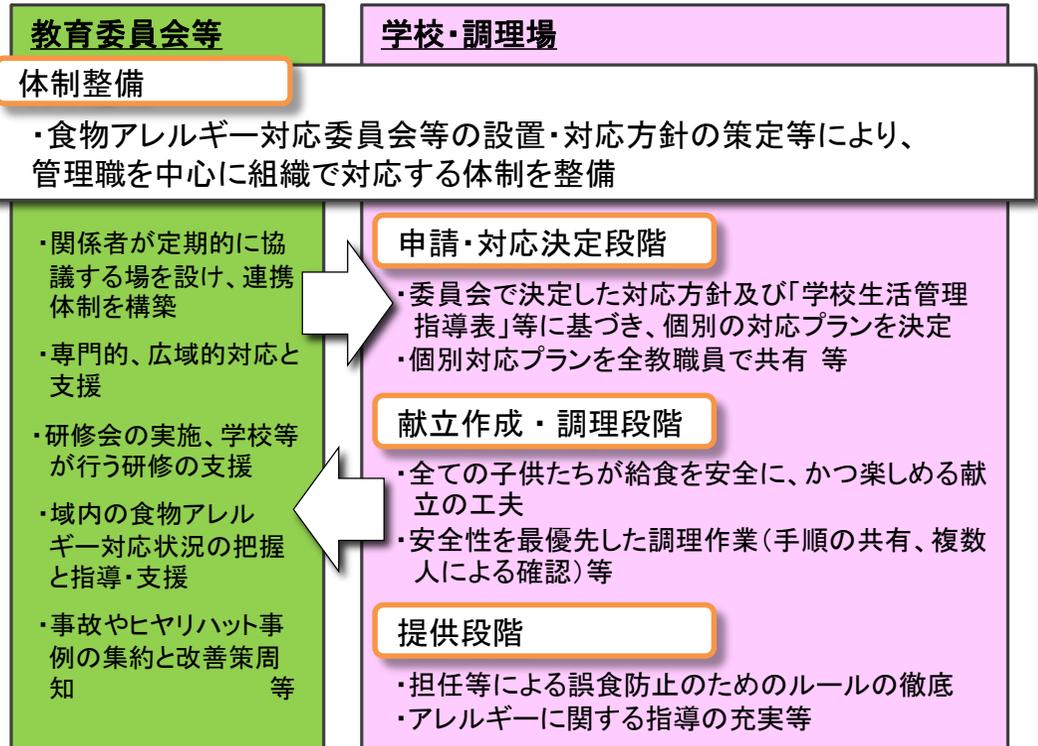
平成26年4月～ 学校現場で、より効果的な対応を行うための資料等の作成（指針、ガイドライン要約版、研修用DVD）

平成27年3月 対応指針、ガイドライン要約版、研修用DVD、エピソードレナーを学校及び教育委員会等に配布

食物アレルギー対応の大原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行なう。
- 「ガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

各段階における対応の例



教育委員会、学校等が、それぞれの実状に応じた対策を主体的に実施

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（概要）

（平成20年3月 公益財団法人日本学校保健会（文部科学省監修））

学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱

1 アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- 「ガイドライン」、特に「学校生活管理指導表（医師の診断）」活用の徹底

2 日常の取組と事故予防

- 学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組
- 組織対応による事故予防

3 緊急時の対応

- 研修会・訓練等の実施、体制の整備



学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

(気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎)

表 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 _____ 男・女 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生(_____ 歳) _____ 学校 _____ 年 _____ 組 提出日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

	病型・治療	学校生活上の留意点	
気管支ぜん息 (あり・なし)	A. 重症度分類(発作型) 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型 B-1. 長期管理薬(吸入薬) 1. ステロイド吸入薬 2. 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3. 吸入抗アレルギー薬 『インテール®』 4. その他 () B-2. 長期管理薬(内服薬・貼付薬) 1. テオフィリン徐放製剤 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. ベータ刺激内服薬・貼付薬 4. その他 ()	C. 急性発作治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 D. 急性発作時の対応(自由記載)	★保護者 電話: _____ ★連絡医療機関 医療機関名: _____ 電話: _____ 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
	A. 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可 B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強い場合ため不可 動物名 () C. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 D. その他の配慮・管理事項(自由記載)		
アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	A. 重症度のめやす(厚生労働科学研究班) 1. 軽症: 面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 <small>*軽度の皮疹: 軽度の紅斑、乾癬、薄層性鱗屑の皮炎 *強い炎症を伴う皮疹: 紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う皮炎</small>	B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 『プロトピック®』 3. 保湿剤 4. その他 () B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 () C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
	A. プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強い場合ため不可 動物名 () D. その他の配慮・管理事項(自由記載)		
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 () B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()	A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項(自由記載)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____

財日本学校保健会作成

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) (食物アレルギー・アナフィラキシー・アレルギー性鼻炎)

裏
学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 _____ 男・女 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳) _____ 学校 _____ 年 _____ 組 提出日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

	病型・治療	学校生活上の留意点	
アナフィラキシー(あり・なし) 食物アレルギー(あり・なし)	A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：
	B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物(原因) _____) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー _____) 3. 運動誘発アナフィラキシー _____) 4. 昆虫 _____) 5. 医薬品 _____) 6. その他(_____)	B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 C. 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	
	C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に診断根拠を記載 1. 鶏卵 () _____) 2. 牛乳・乳製品 () _____) 3. 小麦 () _____) 4. ソバ () _____) 5. ビーナッツ () _____) 6. 種実類・木の实類 () _____) (_____) 7. 甲殻類(エビ・カニ) () _____) 8. 果物類 () _____) (_____) 9. 魚類 () _____) (_____) 10. 肉類 () _____) (_____) 11. その他1 () _____) (_____) 12. その他2 () _____) (_____)	D. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要 E. その他の配慮・管理事項(自由記載)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬〔「エビペン®」〕 3. その他(_____)		医師名 _____ ②
アレルギー性鼻炎(あり・なし)	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	A. 病型 1. 過労性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他(_____)	A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. その他の配慮・管理事項(自由記載)	医師名 _____ ② 医療機関名 _____

【診断根拠】 該当するものを全てを()内に記載
 ① 明らかな症状の既往
 ② 食物負荷試験陽性
 ③ IgE抗体等検査結果陽性

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。

1. 同意する
2. 同意しない

保護者署名： _____

財日本学校保健会作成